

# 山梨県公報

第千八百七十七号

平成二十年

八月十一日

月 曜 日

## 目次

### 告示

軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し……………四五七

### 公告

特定計量器の定期検査の実施……………四五七

開発行為及び公共施設に関する工事の完了について……………四五八

### 人事委員会

平成二十年度山梨県職員等採用試験の試験職種別採用予定人員の変更について……………四五九

### 公安委員会

信号機の設置等交通規制の告示の一部改正……………四六一

### 正誤

平成二十年三月二十八日付号外第十五号中……………四六九

## 告示

### 山梨県告示第三百五十六号

地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第七百条の六の四第三項の規定により、軽油引取税に係る特約業者の指定を次のとおり取り消した。

平成二十年八月十一日

山梨県総合県税事務局長 興 水 修 策

氏名又は名称	主たる事務所又は事業所の所在地	指定取消年月日
有限会社マサキ	山梨県都留市古川渡三三三	平成二十年七月二十日

## 公告

● 特定計量器の定期検査の実施  
計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項の規定により、平成二十年度後期特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。  
平成二十年八月十一日

山梨県知事 横 内 正 明

対象となる特定計量器	検査年月日	検査時間 (正午から午後一時までの間を除外)	検査場所	区域
非自動車ばかり(計量法施行令(平成五年政令第三百二十九号)第五条第一号又は第二号に掲げるものを除く。)分銅及びおもり	平成二十年九月五日	午前十時半から午後二時半まで	白州農村婦人の家	同
	平成二十年九月四日	午前十時半から正午まで	北杜市役所大泉総合支所	同
	平成二十年九月三日	同	北杜市役所長坂総合支所	同
	平成二十年九月二日	午前十時半から午後三時まで	北杜市高根町農村環境改善センター	北杜市
	平成二十年九月八日	同	小淵沢町商工会館	同
	平成二十年九月九日	同	北杜市武川保健センター	同
	平成二十年九月十日	午前十時半から正午まで	北杜市明野総合会館	同
	平成二十年九月十一日	午前十時半から午後二時半まで	北杜市須玉保健センター	同

平成二十年九月十二日	午前十時から 正午まで	甲斐市双葉公民館	甲斐市の うち旧双 葉町
平成二十年九月十六日	午前十時半か ら午後二時半 まで	上野原市秋山公民館	上野原市 のうち旧 秋山村
平成二十年九月十七日	午前十時半か ら正午まで	道志村中央公民館	道志村
平成二十年九月十八日	同	山中湖村役場	山中湖村
平成二十年九月十九日	午前十時半か ら午後二時半 まで	忍草コミュニティ 供用施設	忍野村
平成二十年九月二十日	同	西桂町YLO会館	西桂町
平成二十年九月二十四日	同	鳴沢村役場	鳴沢村
平成二十年九月二十五日	同	富士河口湖町役場 勝山出張所	富士河口 湖町
平成二十年九月二十六日	同	富士河口湖町役場	同
平成二十年九月二十九日	同	富士河口湖町役場 足和田出張所	同
平成二十年九月三十日	同	富士河口湖町役場 上九一色出張所	同

平成二十年十月二日	午前十時から 正午まで	市川三郷町総合福祉センター	市川三郷町
平成二十年十月三日	午前十時から 午後二時半まで	市川三郷町本庁舎	同
平成二十年十月六日	午前十時から 正午まで	市川三郷町六郷支所	同
平成二十年十月七日から平成二十一年三月三十一日まで（県の休日を除く。）	午前九時から 午後四時まで	特定計量器の所在の場所（特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）第三十九条第一項各号のいずれかに該当する場合に限る。）	今期検査を実施する市町村の区域
		山梨県計量検定所（平成二十年十月六日までに検査を受けなかった場合に限る。）	

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について  
 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。

平成二十年八月十一日

山梨県知事 横内正明

一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称  
 笛吹市春日居町別田字東田町四六八の一、四六八の三、四六八の四、四六八の五、四六八の六、四六八の七、四六八の八、四六八の九、四六八の一〇、四六八の一、四六八の一二、四六八の二三、四六八の三四、四六八の二五、四六八の一六、四六八

の一七、四六八の一八、四六八の一九、四六八の二〇、四六八の二一、四六八の二二、四六八の二三、四六八の二四、四六八の二五、四六八の二六、四六八の二七、四六八の二八、四六八の二九、四六八の三〇及び四六八の三一並びに桑戸字真向塚四六三の一、四六三の二、四六三の三、四六三の四、四六三の五及び四六三の六の区域

二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
道路	次の図のとおり
水路	

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を峡東建設事務所及び笛吹市所に備え置いて縦覧に供する。）

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
 山梨県中巨摩郡昭和町西条百一番地一 有限会社保泉商事 代表取締役 小池保

## 人事委員会

● 平成二十年度山梨県職員等採用試験の試験職種別採用予定人員の変更について  
 平成二十年度山梨県職員等採用試験の試験職種別採用予定人員を次のとおりとする。  
 平成二十年八月十一日

山梨県人事委員会  
 委員長 渡 貢

平成20年度山梨県職員等採用試験の日程及び試験職種別採用予定人員

試験の区分	試験職種	採用予定人員	試験案内・申込書 配布開始日	受付期間 【インターネット 受付締切日】	第1次試験日	最終合格発表日
職員採用上級試験	行政	32名程度	5月12日(月)	5月14日(水) ～5月30日(金) 【5月23日(金)】	6月29日(日)	8月29日(金)
	社会福祉Ⅰ	2名程度				
	社会福祉Ⅱ	11名程度				
	獣医師	2名程度				
	薬剤師	5名程度				
	栄養士	1名程度				
	警察事務	5名程度				
	化学	3名程度				
	農業	7名程度				
	林業	6名程度				
	総合土木	8名程度				
	建築	2名程度				
	電気	1名程度				
	保健師	1名程度				
	研究(林業)	2名程度				
研究(化学)	1名程度					
研究(金属)	1名程度					
職員採用初級試験	行政	1名程度	7月11日(金)	8月11日(月) ～8月29日(金) 【8月22日(金)】	9月28日(日)	11月14日(金)
	警察事務	1名程度				
資格免許職員採用試験	臨床検査技師	3名程度				
	理学療法士	2名程度				
小中学校事務職員採用試験	学校事務	6名程度				
身体障害者対象職員選考試験	行政	1名程度		8月1日(金) ～8月29日(金) 【8月22日(金)】	9月21日(日)	10月17日(金)

(※) 試験職種及び採用予定人員は変更する場合がありますので、各試験案内で確認すること。

(※) 試験職種により受験資格が異なるので、詳細は各試験案内で確認すること。

# 公安委員会

## 山梨県公安委員会告示第百号

信号機の設置、車両の通行禁止、制限その他の交通規制（昭和四十九年山梨県公安委員会告示第十六号）の一部を次のとおり改正し、関係道路標識等が設置又は撤去された日から施行することとしたので、山梨県道路交通法施行細則（昭和三十五年山梨県公安委員会規則第七号）第四条の規定により告示する。

平成二十年八月十一日

山梨県公安委員会

委員長 丸 茂 紀 彦

別表第一中

三六七	甲府市白井町一、九四四番地一先（国道一四〇号と県道白井河原八田線との十字路交差点）	白井河原橋北	平成一九年二月二五日 告示第六号
-----	---	--------	---------------------

三六七	甲府市白井町一、九四四番地一先（国道一四〇号と県道白井河原八田線との十字路交差点）	白井河原橋北	平成一九年二月二五日 告示第六号
三六八	甲府市蓬沢町一、一〇八番地の一先（市道六三二号線と市道六三七号線との十字路交差点）	中橋東	平成二〇年八月二一日 告示第一〇〇号

一〇三	韮崎市藤井町駒井二、六二六番地先（国道一四一号と市道藤井八三号線との丁字路交差点）	韮崎北東小学 校入口	平成一九年二一月二一日 告示第一〇二号
-----	---	---------------	------------------------

一〇三	韮崎市藤井町駒井二、六二六番地先（国道一四一号と市道藤井八三号線との丁字路交差点）	韮崎北東小学 校入口	平成一九年二一月二一日 告示第一〇二号
-----	---	---------------	------------------------

一〇四	八三号線との丁字路交差点） 甲斐市篠原一、三三二番地の一先（市道玉川万才線と市道南小学校線との丁字路交差点）	竜王南小学校 北	平成二〇年八月二一日 告示第一〇〇号
-----	---	-------------	-----------------------

一七二	笛吹市八代町米倉六八七番地の一先（県道白井甲州線（圭林バイパス）と広域農道金川曾根線との交差点）	米倉橋南	平成一九年二月二三日 告示第一一七号
-----	--	------	-----------------------

一七二	笛吹市八代町米倉六八七番地の一先（県道白井甲州線（圭林バイパス）と広域農道金川曾根線との交差点）	米倉橋南	平成一九年二月二三日 告示第一一七号
-----	--	------	-----------------------

一七三	笛吹市境川町前間田二一〇番地先（県道白井甲州線と市道境川二号線との十字路交差点）	前間田	平成二〇年八月二一日 告示第一〇〇号
-----	--	-----	-----------------------

一七四	笛吹市石和町砂原七四番地の四先（県道白井河原八田線同士の丁字路交差点）	榎橋東詰	平成二〇年八月二一日 告示第一〇〇号
-----	-------------------------------------	------	-----------------------

一七五	笛吹市石和町八田三三〇番地の一六一先（市道七八号線と市道七九号線との十字路交差点）	石和北小東	平成二〇年八月二一日 告示第一〇〇号
-----	---	-------	-----------------------

一七六	笛吹市一宮町金田五番地の二先（県道山梨笛吹線と市道一宮三七九号線との十字路交差点）	一宮西小通学 路	平成二〇年八月二一日 告示第一〇〇号
-----	---	-------------	-----------------------

八八	甲州市勝沼町山四二九番地先（国道四一―号（塩山バイパス）と国道四一―号との十字路交差点）	西広門田橋南	平成二〇年五月八日 告示第五八号
----	--	--------	---------------------

八八	甲州市勝沼町山四二九番地先（国道四一―号（塩山バイパス）と国道四一―号との十字路交差点）	西広門田橋南	平成二〇年五月八日 告示第五八号
八九	甲州市勝沼町休息一、一一七番地の一先（市道綿塚一―号線と市道山一―号線との十字路交差点）	田草川橋北	平成二〇年八月二―日 告示第一〇〇号

三三三	大月市大月一丁目二―番一―号先（国道二〇号大月バイパスと市道との丁字路交差点）	大月駅入口	平成一九年一―月二―日 告示第一〇一―号
-----	---	-------	-------------------------

三三三	大月市大月一丁目二―番一―号先（国道二〇号大月バイパスと市道との丁字路交差点）	大月駅入口	平成一九年一―月二―日 告示第一〇一―号
三四	都留市法能七七九番地の七先（県道戸沢谷村線と市道中野橋五川線との丁字路交差点）	中野橋南詰	平成二〇年八月二―日 告示第一〇〇号

に改める。  
別表第十中

六七	県道甲府敷島葦崎線	中巨摩郡敷島町島上条六三二番地の一先（米田方東側）	二 甲府 平五・一一・八 告示 第五一―号
----	-----------	---------------------------	-----------------------------------

六七	県道甲府葦崎線	甲斐市島上条六三二番地の一先	三 葦崎 平成二〇年八月 一一日 告示第一〇〇号
----	---------	----------------	--------------------------------------

一、〇七二	国道一四〇号線	東山梨郡牧丘町窪平二五四番地先（中山方前）交差点	三 日下 部 四九・四・一一 一六号
-------	---------	--------------------------	--------------------------------

一、〇七二	県道山口塩山線	山梨市牧丘町窪平二五四番地先（窪平交差点）	二 日下 部 平成二〇年八月 一一日 告示第一〇〇号
-------	---------	-----------------------	---

二、〇四一	国道一三九号	南都留郡河口湖町船津二、〇五七番地の一先（東恋路交差点）	五 富士 吉田 平八・五・二三 告示 第二五号
-------	--------	------------------------------	--

二、〇四一	国道一三九号	南都留郡富士河口湖町船津二、〇五七番地の一先（東恋路交差点）	六 富士 吉田 平成二〇年八月 一一日 告示第一〇〇号
-------	--------	--------------------------------	--

二、三〇二	町道 三三三線	東八代郡石和町八田三三〇の四 二宮川汐子北側	一	石和	五四・四・二七 二三三号
-------	------------	---------------------------	---	----	-----------------

二、三〇二	市道	笛吹市石和町八田三三〇番地一 六一先（石和北小東交差点）	二	笛吹	平成二〇年八月 一一日 告示第一〇〇号
-------	----	---------------------------------	---	----	---------------------------

五、二五三	国道一 三九号	南都留郡西桂町小沼七七番地先 （国道と町道との丁字路交差点）	一	大月	平成二〇年五月 二九日 告示第六八号
-------	------------	-----------------------------------	---	----	--------------------------

五、二五三	国道一 三九号	南都留郡西桂町小沼七七番地先 （国道と町道との丁字路交差点）	一	大月	平成二〇年五月 二九日 告示第六八号
-------	------------	-----------------------------------	---	----	--------------------------

五、二五四	市道	南アルプス市小笠原七七九番地 五先（小笠原警察官駐在所西側）	一	南アルプ	平成二〇年八月 一一日 告示第一〇〇号
-------	----	-----------------------------------	---	------	---------------------------

五、二五五	県道白 井河原 八田線	笛吹市石和町砂原七四番地の四 先（楔橋東詰交差点）	三	笛吹	平成二〇年八月 一一日 告示第一〇〇号
-------	-------------------	------------------------------	---	----	---------------------------

五、二五六	県道下 神内川 石和温 泉停車 場線	笛吹市春日居町鎮目二九番地三 先	一	笛吹	平成二〇年八月 一一日 告示第一〇〇号
-------	--------------------------------	---------------------	---	----	---------------------------

別表第十四中

一四九	県道茅 野北杜 葦崎線	北杜市小淵沢町上 笹尾一八七番地六 六先（伊藤建興西 側交差点）から葦 崎市水神二丁目二 番一先（村松石 材工業南側交差点 ）までの両側	二〇、五二 五	車両（ 原付・ けん引 ②③を 除く。）	四〇	北杜 長坂	平成一九 年二月五 日 告示第九 号
-----	-------------------	---	------------	----------------------------------	----	----------	--------------------------------

一四九	県道茅 野北杜 葦崎線	北杜市小淵沢町上 笹尾一八七番地六 六先（伊藤建興西 側交差点）から北 杜市須玉町若神子 新町二七五番地先 までの両側	一三、七七 五	車両（ 原付・ けん引 ②③を 除く。）	四〇	北杜	平成二〇 年八月一 日 告示第一 〇〇号
-----	-------------------	---	------------	----------------------------------	----	----	----------------------------------

一、〇 九七	県道 河口湖 富士線	富士吉田市上吉田 字剣丸尾五、五九 七番地の二四先（ 眼鏡橋南詰交差点 ）から南都留郡河 口湖町船津字剣丸 尾六、六六三番地 の一先（東富士道 路河口湖IC西交 差点）まで	九六〇	高速車 中速車	四〇	富士 吉田	六一・一 ・二三 一号
-----------	------------------	---	-----	------------	----	----------	-------------------

一、〇	県道富	富士吉田市上吉田	二、九二〇	車両（	五〇	富士	平成二〇
-----	-----	----------	-------	-----	----	----	------

九七	土河口湖富士線 町道	字剣丸尾五、五九七番地の二四先（眼鏡橋南詰交差点）から南都留郡富士河口湖町船津二、〇五七番地の一先（東恋路交差点）までの両側		原付・けん引 ①②③を除く。	吉田 年八月一日 告示第一〇〇号
----	------------	--	--	-------------------	---------------------

一、四 二九	町道 河口湖インタ線	南都留郡河口湖町船津字剣丸尾六、六六三番地の一先（東富士五湖道路河口湖IC西交差点）から南都留郡河口湖町船津七、五二三番地先（船津登山道との交差点）までの両側	七六〇	車両（原付・けん引②③を除く。）	富士 年八月九日 告示第三九号
-----------	------------	---	-----	------------------	--------------------

一、四 二九	削除				富士 年八月一日 告示第一〇〇号
-----------	----	--	--	--	---------------------

一、六 六二	県道甲斐中央線	甲斐市竜王新町四〇〇番地一〇先（笹本自動車東側丁字路交差点）から甲斐市竜王新町四	一〇〇	車両（原付・けん引②③を除く。）	吉田 年八月一日 告示第五八号
-----------	---------	--	-----	------------------	--------------------

		一九番地四先（JR竜王駅前）までの両側			
--	--	---------------------	--	--	--

一、六 六二	県道甲斐中央線	甲斐市竜王新町四〇〇番地一〇先（笹本自動車東側丁字路交差点）から甲斐市竜王新町四一九番地四先（JR竜王駅前）までの両側	一〇〇	車両（原付・けん引②③を除く。）	吉田 年八月九日 告示第五八号
-----------	---------	---	-----	------------------	--------------------

一、六 六三	県道茅野北杜（旧道）	茅野市穴山町八、六〇〇番地先（水道減圧施設）から茅野市穴山町二、五〇一番地先までの両側	二、八〇〇	車両（原付・けん引②③を除く。）	吉田 年八月一日 告示第一〇〇号
-----------	------------	---	-------	------------------	---------------------

一、六 六四	県道茅野北杜	茅野市穴山町二、五〇一番地先から茅野市水神二丁目二番一先（村松石材工業南側交差点）までの両側	四、四六〇	車両（原付・けん引②③を除く。）	吉田 年八月一日 告示第一〇〇号
-----------	--------	--	-------	------------------	---------------------

一、六 六五	県道茅野北杜	北杜市須玉町若神子新町二七五番地先から茅野市穴山町二、五〇一番地先までの両側	四、二五〇	車両（原付・けん引②③を除く。）	吉田 年八月一日 告示第一〇〇号
-----------	--------	--	-------	------------------	---------------------

に改める。



別表第十五中

四六	県道 茅野小 淵沢 葑線	北巨摩郡長坂町長坂 下条一、二八五番地 先(日野春小学校) から北巨摩郡長坂町 長坂上条六二二番地 先(酪農試験場前) までの両側	二、〇二一	車両	終日	長坂	四九・一 一・八 四八号
----	-----------------------	---	-------	----	----	----	--------------------

四六	県道茅 野北杜 葑線	北杜市長坂町長坂下 条一、二八五番地先 (日野春小学校)か ら北杜市長坂町長坂 上条二、六三六番地 先(県道長坂高根線 との交差点)までの 両側	二、四三二	車両	終日	北杜	平成二〇 年八月一 日 告示第一 〇〇号
----	------------------	---	-------	----	----	----	----------------------------------

三四六	県道 河口湖 富士線	富士吉田市松山五、 五九七番地の四先か ら南都留郡河口湖町 船津字剣丸尾六、六 六三番地の一先(東 富士道路河口湖IC 西交差点)までの両 側	一、一九〇	車両	終日	富士 吉田	六一・一 ・二三 一号
-----	------------------	--	-------	----	----	----------	-------------------

三四六	県道富 士河口 湖富士	富士吉田市松山五、 五九七番地の四先 (国道一三九号(下り	三、一五〇	車両	終日	富士 吉田	平成二〇 年八月一 日
-----	-------------------	-------------------------------------	-------	----	----	----------	-------------------

線	町道	線(合流部手前四五 メートル先)から南 都留郡富士河口湖町 船津二、〇五七番地 の一先(東恋路交差 点)までの両側					告示第一 〇〇号
---	----	--	--	--	--	--	-------------

三九一	県道 茅野小 淵沢 葑線	葑崎市水神二丁目一 〇番先(トンネル東 口)から葑市中田 町中条三、三六〇番 地先(小針靖秀方北 側)までの両側	四、四六〇	車両	終日	葑崎	平一・ 一一・二 〇 告示 第五〇号
-----	-----------------------	---	-------	----	----	----	--------------------------------

三九一	県道茅 野北杜 葑線	葑崎市水神二丁目一 〇番先(トンネル東 口)から北杜市須玉 町若神子新町二七五 番地先までの両側	八、七六〇	車両	終日	葑崎 北杜	平成二〇 年八月一 日 告示第一 〇〇号
-----	------------------	--	-------	----	----	----------	----------------------------------

三九四	町道 河口湖 ライン ター 線	南都留郡河口湖町船 津字剣丸尾六、六六 三番地の一先(東富 士五湖道路河口湖I C西交差点)から南 都留郡河口湖町船津 七、五二三番地先(船 津登山道との交差 点)までの両側	七六〇	車両	終日	富士 吉田	平八・九 ・九 告示 第三九号
-----	-----------------------------	---	-----	----	----	----------	--------------------------

三九四	削除						富士 平成二〇 吉田 年八月一 一日 告示第一 〇〇号
-----	----	--	--	--	--	--	---

に改める。

別表第十六中

八二二	町道	東八代郡石和町松本一、四四二番地先（美苑旅館南側）	石和	四九・四・一一 一六号
-----	----	---------------------------	----	----------------

八二二	削除		笛吹	平成二〇年八月 一日 告示第一〇〇号
-----	----	--	----	--------------------------

三、五六五	市道	甲府市蓬沢町一、二九三番地雨宮直人所有畑南側	南甲府	五四・一一・一 七 四八号
三、五六六	市道 西高橋 蓬沢線	甲府市蓬沢町一、一〇八番地奥水昭洋所有水田北側	南甲府	五四・一一・一 七 四八号

三、五六五	削除		南甲府	平成二〇年八月 一日 告示第一〇〇号
三、五六六	削除		南甲府	平成二〇年八月 一日

				告示第一〇〇号
--	--	--	--	---------

三、七九六	町道	東八代郡石和町八田三三〇の三〇電々公社敷地西側	石和	五四・一一・一 九 五二号
三、七九九	町道	東八代郡石和町八田三三〇の四二宮川汐子方東側	石和	五四・一一・一 九 五二号

三、七九六	削除		笛吹	平成二〇年八月 一日 告示第一〇〇号
三、七九九	削除		笛吹	平成二〇年八月 一日 告示第一〇〇号

七、四七一	市道	甲府市大里町一、二二二番地の二先（玄間輝雄所有畑北側）	南甲府	六三・八・二二 二二号
-------	----	-----------------------------	-----	----------------

七、四七一	削除		南甲府	平成二〇年八月 一日 告示第一〇〇号
-------	----	--	-----	--------------------------

一〇、八五七	市道	笛吹市石和町八田三三〇番地の三七先（メイプル八田南側十字	笛吹	平成一六年一二 月二〇日
--------	----	------------------------------	----	-----------------

一、三〇五	市道	上野原市上野原三、八二二番地先(上野原市役所東側丁字路交差点・西進車両)	上野原	平成二〇年六月一九日 告示第七六号	〃に、	一〇、八五七	削除	笛吹	平成二〇年八月一日 告示第一〇〇号	〃を	路交差点・西進車両)	告示第一〇三号		
一一、三〇六	市道	甲府市宮原町八九四番地一先(依田ハイツ東側・北進車両)	南甲府	平成二〇年八月一日 告示第一〇〇号		一一、三〇七	市道	南アルプス市小笠原七七九番地五先(小笠原警察官駐在所西側・南進車両)	南アルプス		平成二〇年八月一日 告示第一〇〇号	一一、三〇八	県道茅野北杜 葦崎線	葦崎市穴山町二、四七九番地先(丁字路交差点・西進車両)
一一、三〇九	市道	葦崎市穴山町五、五九二番地先(十字路交差点・西進車両)	葦崎	平成二〇年八月一日 告示第一〇〇号	一一、三一一	市道	北巨摩郡小淵沢町二、五五五番地の一先(長田博方南側交差点から葦崎市水神二丁目二番一号先(村松石材工業南側交差点)までの両側	五	車両	終日	葦崎北杜	平成二〇年八月一日 告示第一〇〇号		
一一、三二〇	市道	葦崎市穴山町五、五七二番地先	葦崎	平成二〇年八月一日 告示第一〇〇号	一一、三二二	市道	笛吹市境川町前間田二二二番地先(十字路交差点・北進車両)	五	車両	終日	葦崎北杜	平成二〇年八月一日 告示第一〇〇号		

三四八	県道茅野北杜 葦崎線	北巨摩郡小淵沢町二、五五五番地の一先(長田博方南側交差点から葦崎市水神二丁目二番一号先(村松石材工業南側交差点)までの両側	五	車両	終日	葦崎北杜	平成二〇年八月一日 告示第一〇〇号	〃を	〃に、
三四八	市道	北巨摩郡小淵沢町二、五五五番地の一先(長田博方南側交差点から葦崎市水神二丁目二番一号先(村松石材工業南側交差点)までの両側	五	車両	終日	葦崎北杜	平成二〇年八月一日 告示第一〇〇号	別表第十七中に改める。	〃に、
一一、三一一	市道	笛吹市境川町前間田二二二番地先(十字路交差点・南進車両)	五	車両	終日	葦崎北杜	平成二〇年八月一日 告示第一〇〇号	〃を	〃に、
一一、三二二	市道	笛吹市境川町前間田二二二番地先(十字路交差点・北進車両)	五	車両	終日	葦崎北杜	平成二〇年八月一日 告示第一〇〇号	〃を	〃に、

九五九	県道 河口湖 富士線	富士吉田市松山 五、五九七番地 の四先(国道一 三九号線 登り 線 合流部手前 四五メートル先 )から南都留郡 河口湖町船津字 剣丸尾六、六六 三番地の一先(東 富士道路河口 湖IC西交差点 )までの両側	一、一九〇	車両	終日	富士 吉田 六・一 ・二三 一号
-----	------------------	--	-------	----	----	------------------------------

九五九	県道富 士河口 湖富士 線 町道	富士吉田市松山 五、五九七番地 の四先(国道一 三九号(下り線 )合流部手前四 五メートル先) から南都留郡富 士河口湖町船津 二、〇五七番地 の一先(東恋路 交差点)までの 両側	三、一五〇	車両	終日	富士 吉田 平成二〇 年八月一 日 告示第一 〇〇号
-----	------------------------------	---	-------	----	----	--

一、一九二	町道 河口湖 インタ ー線	南都留郡河口湖 町船津字剣丸尾 六、六六三番地 の一先(東富士 五湖道路河口湖 IC西交差点)	七六〇	車両	終日	富士 吉田 平八・九 告示 第三九号
-------	------------------------	--	-----	----	----	--------------------------------

一、一九二	削除	から南都留郡河 口湖町船津七、 五二三番地先(船 津登山道との 交差点)までの 両側				富士 吉田 平成二〇 年八月一 日 告示第一 〇〇号
-------	----	---	--	--	--	--

一、三九九	市道	笛吹市石和町松 本一七七番地八 先(石和温泉駅 前広場)	二〇〇	車両	終日	笛吹 平成二〇 年五月八 日 告示第五 八号
-------	----	---------------------------------------	-----	----	----	---------------------------------------

一、三九九	市道	笛吹市石和町松 本一七七番地八 先(石和温泉駅 前広場)	二〇〇	車両	終日	笛吹 平成二〇 年五月八 日 告示第五 八号
-------	----	---------------------------------------	-----	----	----	---------------------------------------

一、三五〇	県道茅 野北杜 葎崎線 (旧道)	葎崎市穴山町八 、六〇〇番地先 (水道減圧施設 )から葎崎市穴 山町二、五〇一 番地先までの両 側	二、八〇〇	車両	終日	葎崎 平成二〇 年八月一 日 告示第一 〇〇号
-------	---------------------------	---	-------	----	----	--

一、三四九	市道	笛吹市石和町松 本一七七番地八 先(石和温泉駅 前広場)	二〇〇	車両	終日	笛吹 平成二〇 年五月八 日 告示第五 八号
-------	----	---------------------------------------	-----	----	----	---------------------------------------

に改める。

側

# 正 誤

ページ	段	行	誤	正
-----	---	---	---	---

平成二十年三月二十八日山梨県規則第十号（山梨県病院事業財務規則の一部を改正する規則）

一	下	終わりから十四	同条第三項中	同条第三項中「行なつ」
二	上	一	「課長等」を「室長等」	を「行う」に、
三			に	「課長等」を「室長等」
				に、「行なつ」を「行う」

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号 印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番